別表六の11(十六)付表１の記載要領第１号中「から第３項まで（特定の地域」を「若しくは第２項（地方活力向上地域等」に、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の２第２項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号。第８号⑵において「平成30年改正法」という。）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成30年旧措置法」という。）第68条の15の２第１項から第３項まで」に改め、同第11号中「⑶で」を「⑷で」に改め、同号㋑を同号㋺とし、同号㋒中「租税特別措置法」を「平成30年旧措置法」に、「⑶に」を「⑷に」に改め、同号㋒を同号㋓とし、同号㋑中「⑴で」を「⑵で」に改め、同号㋑を同号㋒とし、同号⑪中「租税特別措置法」を「平成30年旧措置法」に、「特定業務施設（以下この記載要領」を「特定業務施設（以下第４号まで」に改め、同号⑪を同号⑫とし、同号⑩の次に次のように加える。

⑴　連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成30年４月１日前に開始した連結事業年度である場合にのみ記載すること。

別表六の11(十六)付表１の記載要領第11号中「租税特別措置法」を「平成30年旧措置法」に改め、同第四号㋄中「「新規雇用者総数 ⑵3 ((⑴9と⑵2のうち少ない数)」」を「「調整新規雇用者総数 ⑵6 (⑴9と⑵5のうち少ない数)」」に、「⑷で」を「⑸で」に、「「⑵2」」を「「⑵5」」に改め、同号㋄を同号㋅とし、同号㋃中「「当該連結親法人事業年度終了の日において勤務する新規雇用者の総数　⑵2」の欄は、」を「「新規雇用者総数　⑵5」の欄は、租税特別措置法第68条の15の２第４項第９号に規定する新規雇用者総数又は調整前新規雇用者総数（」に、「((4)において「調整前新規雇用者総数」という」を「をいう。⑸において同じ」に、「租税特別措置法」を「平成30年旧措置法」に改め、同号㋂を同号㋃とし、同号㋁中「「個別特定新規雇用者数 ⑵1 ((⑴9と⑵0のうち少ない数)(マイナスの場合は０)」、「個別非特定新規雇用者数 ⑵5 ((⑵3－⑵0)と⑵4のうち少ない数)(マイナスの場合は０)」及び「個別非特定新規雇用者超過数 ⑵7 (⑵3－⑵0－⑵4(マイナスの場合は０)」を「「個別特定新規雇用者数 ⑵2 (⑴9と⑵1のうち少ない数)(マイナスの場合は０)」、「個別対象非特定新規雇用者数 ⑵9 ((⑵6－⑵1)と⑵7のうち少ない数)(マイナスの場合は０)」及び「個別非特定新規雇用者超過数 ⑶3 (⑵6－⑵1－⑵7(マイナスの場合は０)」」に、「⑵で」を「⑶で」に、「「⑵0」」を「「⑵1」」に改め、同号㋁を同号㋂とし、同号㋀中「「特定新規雇用者数　⑵0」の欄は、」を「「特定新規雇用者数　⑵1」の欄は、租税特別措置法第68条の15の２第４項第８号に規定する特定新規雇用者数又は旧特定新規雇用者数（」に、「租税特別措置法」を「平成30年旧措置法」に、「((2)において「特定新規雇用者数」という」を「をいう。⑶において同じ」に、「、特定新規雇用者数」を「、旧特定新規雇用者数」に、「同条第１項」を「平成30年旧措置法第68条の15の２第１項」に改め、同号㋁を同号㋂とし、同号⑩の次に次のように加える。

⑵　「移転型地方事業所基準雇用者数　⑵0」の欄は、「当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数　⑴3」の数のうち移転型計画（租税特別措置法第68条の15の２第４項第14号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。⑵において同じ。）に係る数から「差引 ⑴4－⑴5 ⑴6」の数のうち移転型計画に係る数を減算した数を記載すること。